平成26年労第538号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子(以下「被災者」という。)は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の会社Bに雇用され、C支店(以下「会社」という。)に配属後、研修期間を経て〇グループの担当者として、無担保ローン及び住宅ローン(以下「ローン」という。)、外国為替・外国送金及び融資等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月頃、元気がなく暗い様子となり、副支店長及び被災者の上司から報告を受けた支店長が同年〇月〇日及び翌〇日に被災者と面談をしたが、同月〇日失踪した。被災者は、同月〇日早朝、会社の寮の近くの公園で発見され、翌〇日から休業となり、実家に戻った。被災者は、同日、C医院に受診し「うつ病」と診断され加療していたが、同年〇月〇日、実家において縊死しているところを被災者の兄に発見された。

死体検案書によると死亡したときは、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分、直接死 因は「窒息」であった。

請求人は、被災者は業務上の負荷により精神障害を発病し死亡したとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。) 作成の意見書によれば、被災者は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドライン「F32 うつ病エピソード」を発病したとされている。被災者の症状経過及び医証等に照らし、当審査会としても専門部会の意見を妥当なものであると判断する。
- (2) 精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。
 - ア
 「特別な出来事」について

認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

請求人らは、①資格取得を強制され、これによる長時間労働があった、② D副支店長から人前で叱責されたことはパワーハラスメントに該当すると し、これらが原因となって精神障害を発病して死亡したと主張していること から、以下、検討する。

(ア)まず、請求人らが、①資格取得を強制され、これによる長時間労働があったと主張している件について検討する。

この点、Eマネージャーは、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、 要旨、「ゼネラルコースだと1年目で法務、財務、税務の3級を取得して いなければならない。そのほか、ファイナンシャルプランナーの3級も取 得を推奨されていた。資格取得は、会社として義務付けているわけではな いが、昇進するステップとして、資格取得による単位数が必要となる。資格 を取得するか否かは個々人の取り方によるし、義務付けられているわけで はなかった。資格取得のための教材は自分で購入し、勉強も独学で行う。」 と述べている。Fは、平成○年○月○日作成の聴取書において、要旨、「2 年目になると、取らなければならない資格は特にないが、将来的に昇進す るために資格の単位数は必要となるので銀行として資格の取得を推進して いる。資格の取得は銀行から義務付けられていないし、昇進に影響がある のも10年目辺りになってからで、そんなに急いで取る必要もない。」と 述べている。G支店長は、平成○年○月○日作成の聴取書において、要旨、 「資格の取得はポイント制になっていて、資格によってポイント数が定め られており、取得した資格によって、各職員にポイントが累積する。リー ダーに上がるときには最低何ポイントが必要といったように、ポイントは 昇進の基準の一つとなる。資格の取得数によって業績や能力評価は全く影 響しないが、人によっては業績目標に入れて、賞与査定に含めようとする 職員もいる。」と述べている。

以上の申述からは、会社は業務に必要な資格の取得を推奨しており、取得した資格の数や種類によって社員にポイントが与えられ、累積ポイント数を昇進の際に考慮していたとは認められるが、このことが直ちに会社からの業務命令によるものであるとまでは判断できない。したがって、請求人の上記(ア)①の主張は採用できない。

仮に請求人の当該主張を認定基準別表1の「達成困難なノルマが課せられた」(平均的な心理的負荷の強度は「II」)に当てはめたとしても、被災者は、自己啓発のために資格取得を目指して自主的に勉強していたものであって、会社から資格取得を義務付けられていたものとは認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、被災者は、同期と自分を比較し、担当していた業務内容や資格取得について自分が劣っていたのではないかと悩んでいた様子がうかがわれるが、会社の人事考課は入行2年目までは一律査定と規定されており、賞与の業績評価も実施されていない。

(イ) 次に、請求人らが、②D副支店長から人前で叱責されたことはパワーハ ラスメントに該当すると主張している件について検討する。

このことについて、唯一、Hが平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、要旨、「被災者が失踪する直前、クレームのような変な電話を受け、うまく捌ききれず、そのクレーム内容の管轄であったD副支店長に怒られていた。窓口が閉まってから、人に聞こえるくらいの声で被災者は怒られていた。内容ははっきり覚えていないが、そんな言い方をしなくてもいいのではないかと思った。」と述べている。上記申述を根拠に請求人はパワーハラスメントに匹敵すると主張するが、業務上での注意を人前で行ったことをもって直ちにパワーハラスメントであるとまではいえず、Hの申述が事実だとしても、当該出来事は失踪直前に起きたとされていることから、平成〇年〇月頃のことと推認され、精神障害発病後の出来事である。したがって、当該出来事を評価の対象とすることはできない。

- (4)以上のとおり、本件の業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至らない ことから、被災者に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められ ない。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬 祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。